

報第1号

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月26日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	平成30年11月7日 午後1時頃 高山市片野町3丁目222番地先（市道片野9号線）	
	事故の概要	後退した公用車による停車中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（左リアドア等）
	被害総額・市の過失割合	—	119,626円・100分の100
	賠償金	—	119,626円
	内訳	保険金	119,626円
		一般財源	0円
専決年月日	平成30年12月28日 地方自治法第180条第1項		